

つて、足またぎの木が二本渡してある。これが作物の唯一の肥料源であった。野菜は少々自家用のみつくり、米は十石の余は

少々の程度約二十五俵の収穫で年貢米夫役等を済すと、七、八俵しか残らない。これで他に金になる仕事とてなく一家五、六人が生活して行くのである。お上より雑穀を喰へ、三度に一度は雑炊にせよと言われなくとも、お米の飯など喰えたものでは

ない。

身分不相応に奢り勝といわれた百姓は平百姓でなく、村に何人もない、いわゆる由緒ある長百姓であろう。時代の流れにひしがれてその日一日を必死で生きた農民の哀れさだけが滲み出て来る。これに反逆した者の中に無宿人となつて落ちて行つた。世にいう親不幸者もいたのである。部落、あるいは村単位の反抗が百姓一揆として生まれている。延享四年十二月太田善五郎知行所鴨方村、宮村、源兵衛村、東山村、杉谷村等百姓筭をかむり強訴、正月の門飾りも致さず年貢引方を訴願した。とあり又万延元年二月横須賀藩領寺田村西山村等五ヶ村。同年十一月掛川藩領原泉地区の数ヶ村の百姓一揆が見られるのである。 儉約定により旧幕藩時代の掛川地方、農民の姿を垣間見たのであるが、今は遠い昔のこととてピンボケとしかうつらず、説明者の勉強不足をお詫びして筆をおく。

以上

古文書に見る

松浦一二三

元禄二年の借用証文に見る

掛川古文書会発掘の古文書の内に、元禄二年（一六八九）十二月十一日付にて、遊家の安兵衛さんの差入れた、借用証文があつた。「借用申金子、米之事、合、金子壱両弐分、米三俵御蔵納」の書出しで、「右は辰（元禄元年、一六八八）の御年貢金納分壱両弐分と、已（元禄二年）の御年貢米三俵の納付方に指詰り」、他人よりこの金子及米を借り入れて納めた結果の借用証文である。担保として、安兵衛さん自身耕作している田地の内式反七畝余りの場所を質入れしておる。

然して問題は、その借入条件の一つの利息のことである。証文に「金子之利息之儀は米六トに相定め、米之儀は四割之利息に相定」と書かれている。

この時代、年貢米納入に困り、他人より借用すれば、年季四割の利付で返済しなければならなかつたものと見られる。それが出来なければ、田地はそのまま債権者の所有となつてしまふ。現在の高利貸並のきつい条件である。私の解説に誤りがなればと、気に懸かっていた。

慶安御触書に見る

掛川市史資料集第三号、第一部柏谷重範氏蔵書の内に、慶安御触書がある。これを読んで、次の事につき当つた。「其年の年貢不足に付、たとへば、米を武俵ほどかり、年貢に出し、其利分年々積り候へば、五年に元利の米拾五俵になる。其時は身体を潰し妻子を売り、我身をもうり、子孫ともにながくくるし

むことに候」注 身体とは身代のことであろう（松浦）

これは幕府より全国村々に下した御触書の中の一文である。

慶安御触書とは、慶安二年（一六四九）二月廿六日にふれ出されている。

年貢に困り十二月に武俵借り入れ、五年目の十二月に返済しようとすれば、米の年度がわりは、九月である故に、六ヶ年季の

利息期間となり、四割の複利で米十五俵の元利となる。

御触書にうたい、百姓に注意を促しているからには、公認の利息みたいなものであろう。

慶安御触書奥書に見る

慶安御触書の奥書が二つ書かれてある。その1は、「右慶安二年公儀より普く触示され候御書付に候、何方にも凡てありがたく畏り奉りし事たるべく候へども、歳月隔り候は、今は知る人もすくなかるべく候、……中略……当御領内の民たるもの、此御書付の旨能く心得べき事肝要に候。村々へ頒ち与ふるには、数多書写すべければ、おのづから誤字脱字もあらむことを恐れて、板に刻むもの也。文政十三庚寅年三月」

その2は、「此御触書、六諭衍義と玆に外にて御領内へ示されしを伝へ得しに、誠に有難き御趣意なれば、爰許にても板に刻みて、御領内へわかつ下さる間、何れも大切によみて、ゆだんなく勤め励むべし、別而、村役人たるもの、能く心得て、下々を教へ申べきもの也。天保四癸巳年八月 掛川役所

注 天保四年（一八三三）（松浦）

文政十三年（一八三〇）

この奥書により考えられることは、慶安二年の御触書の内容が文政、天保の年まで、約二百年も生きていたことである。天保四年八月掛川役所と刊行を明らかにした奥書に見れば、「此御触書、六諭衍義と玆に外にて御領内へ示されしを伝へ」とあり、「爰許にても板に刻みて」、とあることより、掛川藩

刊行の「慶安御触書」は「六諭衍義」と同時に刊行せられたことがうかがわれる。然して、爰許即ち掛川藩とすれば、外にて御領内へ示されたとあるのは、いづれの藩であるのだろうか。

六諭衍義大意奥書に見る

天保四年掛川藩刊行の「慶安御触書」の奥書にある「六諭衍義」とは、どのような書物であるかと思い、又、数少ない掛川藩刊行本として、現在当市内に蔵されてあらうかと、さまざま探る所に、家代の小柳津淳雄氏より、幸い該書の提示を受け、有難く拝見出来た。掛川藩刊行書は「六諭衍義大意」となっている。内容は「孝順父母。尊敬長上。和睦郷里。教訓子孫。各安生理。毋作非為。」と六項目に分け百姓の日々の暮らし方を訓導している。奥書は二つあり、その1は、「右六諭衍義大意は、享保七寅の年、公儀にて彫刻せられ、民間へ施されし御書物にて候。六諭といふは、清国康熙帝六箇條を以て、人の道を教へ論されしを、苑声皇といふ人、其義理を押広めて衍義を作れり。意味深けれども、其調耳に近くして会得し易し、およそ人たるもの人の道理を弁へ知るには、簡要の品にて候。然れども、漢字のままにては、学問せぬものの、読得べきならざるをもつて、御儒者室新助殿へ仰付られ、其大意を和字に取なされ、此御書物と成し事に候。誠に有がたき御趣意の事なれば、其頃は國々家々にても、とりはやせし事なるべく候へども、はや百余年の久しきを終るに至つて。今は世にも稀になり行き候。因て、此度新たに當御領内へ示し下さる事に候。但し、先に下されたる慶安御触書は農民生産の事多く。此書物は、道理の教にて候。道理のおしへは、父の子を教る如く、生産の事は母の子を養ふに類し候。何れも有がたく、畏りて仰ぎ敬ひ、御領内のものども常々読習ふて御趣意をよくよく会得いたし、取失ふべからず候。故に今御触書に引続きて、板に刻み頒ち行ふもの也。文政十三庚寅年五月」注 享保七年（一七二二）

その人は、「此之六論の御書物は外にて御領内へ示されしを伝へ得しに、誠に有難き御教へなれば、爰許にても板に刻みて夫々へ下さるる間、常々読み学びて人の人たる道に背かざるやうに心掛べきもの也。天保四年八月 掛川役所」

此の六論衍義大意の奥書は、慶安御触書のものと内容は相違してはいるが、刊行の手続は全く同じで、両書共に某藩で領内に頒布せしものを、天保四年八月、掛川藩で複刻刊行されている。

松崎欣一氏論文（日本歴史八月号）に見る

先にあげた某藩とは、日本歴史学会編集、吉川弘文館発行の「日本歴史」一九八三、八月号に記載されている。松崎欣一氏の「慶安御触書の諸本について」によると、信州岩村藩、大給松平氏三万石の五代、松平乗美的治下、家老丹羽瀬清左衛門の手になつたものである事がわかつてくる。

平和そのものと思われる江戸幕府体制下にあっても、諸国大名、小名の領国の状況は、時代の推移と共に複雑である。特に何處の藩にても経済上の問題は重大事となつてゐる。窮乏する藩財政打開の為、種々の方策が採られた。曰く検地の再改、新田開発、曰く産業の奨励等々、安易な方法として、百姓の生産意欲の高揚を計り耐乏生活を促す手段として「慶安御触書」と「六論衍義大意」を各郷村に配布した事は、岩村藩、掛川藩のみでなく、近くは城東郡本所村（現菊川町内）等を領有した。三州吉田藩、大河内松平氏七万石、にても嘉永元年複刻刊行されている。

注 嘉永元年（一八四八）

この在村五人組帳前書、僕約定については稿を改め記すことにする。ここでは、舌足らずであつたが、旧藩時代の年貢完済の為とする借用米の高利と、それを裏づけた。天保四年掛川藩刊行の木版ずり「慶安御触書」と「六論衍義大意」が現存したとの報告に止める。

「未完」

元禄二年の遊家村の借用証文に始まり、松平欣一氏の慶安御触書についての論文まで考証し、太田氏掛川藩における窮迫せる藩財政たて直しに、第一布石としては農民層（百姓）に対する

おわりに